

## インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第8条に基づく検討結果について

### 1 検討の概要

平成20年12月1日に施行された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律」附則第8条に基づき、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」第3章及び第4章の規定の施行状況について検討を行い、その結果を取りまとめたもの。

### 2 法の施行状況と検討結果

改正法の施行後、出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数は減少を続け、平成25年の被害児童数は平成19年比約7分の1。

#### (1) 出会い系サイト事業者の実態把握の促進（届出制の導入等）

事業者の実態把握が改善・促進等されており、引き続き、法に基づく取組がなされることが適当。

#### (2) 不適格事業者による事業継続の防止（事業停止命令等の創設）

悪質事業者に対する行政処分等が行われており、引き続き、法に基づき監督措置を講じていくことが必要。

#### (3) 出会い系サイト事業者による被害防止措置（閲覧防止措置の義務化等）

一定の取組がなされているが、依然として禁止誘引行為に係る情報が存在しており、引き続き、事業者による被害防止措置が必要。

#### (4) 出会い系サイト事業者以外の者による児童の利用防止に向けた取組の促進

民間による取組がなされており、引き続き、これらの取組を一層支援することが必要。

### 3 総括

法第3章及び第4章の規定については、その効果が認められる又は引き続き推進すべき内容であり、現行法令を見直すべき特段の事情は見受けられず、出会い系サイトに起因する被害児童数も減少していることから、引き続き、現行法に基づく取組を継続することが適当である。

# インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第3章及び第4章の施行状況の検討結果

## 改正法の概要

## 検討結果

出会い系サイト事業者に対する規制  
(法第三章)

### 出会い系サイト事業者の実態把握の促進

- 届出制の導入
- 名義貸しの禁止



- 事業者の実態把握が改善・促進
- 事業者に対し制度の一定の周知引き続き、法に基づく取組がなされることが適当

### 不適格事業者による事業継続の防止

- 指示処分等の創設
- 事業停止命令の創設
- 欠格事由及び事業廃止命令の創設



- 多くの事業者は警告段階で是正
- 悪質事業者は行政処分
- 欠格事由は現行で十分との評価引き続き、法に基づき監督措置を講じていくことが必要

### 出会い系サイト事業者による被害防止措置

- 禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の閲覧防止措置の義務化
- 児童でないことの確認の厳格化



- 閲覧防止措置・児童でないことの確認いづれも一定の取組
- 依然として禁止誘引行為に係る情報が存在引き続き、事業者による児童被害防止措置が必要

民間活動の促進  
(法第四章)

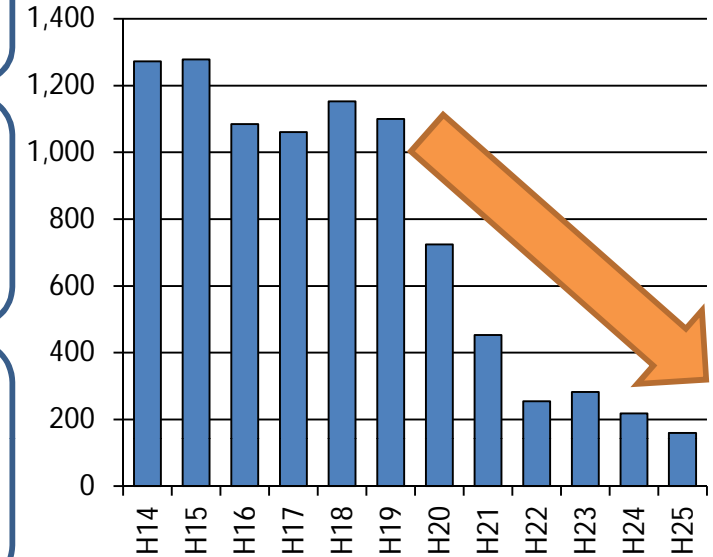
### 出会い系サイト事業者以外の者による児童の利用防止に向けた取組の促進

- 登録誘引情報提供機関制度の創設



- 携帯電話事業者等によるフィルタリングの提供
- サイバー防犯ボランティアの活動等民間による取組  
先の制度の周知を含め民間による取組を一層支援

出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数



法改正を行ったH20以降、被害児童数は**減少を続け**、H25の被害児童数はH19比**約7分の1**

## 総括

### 法第3章及び第4章の規定については、

- その効果が認められる又は引き続き推進すべき内容
- 現行法令の見直しを行うべき特段の事情は見受けられない
- 出会い系サイトに起因する被害児童数は減少

を踏まえ、引き続き、現行法令に基づく取組を継続することが適当である。